

えびの市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条—第8条）

第4章 議会と行政の関係（第9条—第14条）

第5章 自由討議の保障（第15条・第16条）

第6章 委員会の活動（第17条）

第7章 政務調査費（第18条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第19条—第21条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第22条—第24条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第25条・第26条）

附則

地方議会は、地方分権の時代にあつて、二元代表制のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

えびの市議会（以下「議会」という。）は、えびの市民によって選ばれた議員（以下「議員」という。）で構成し、市民の福祉のために活動するものである。

議会は市民の意思を代弁する合議制機関であることから、自らの創意と工夫によって市民と情報を共有し協調のもと、えびの市のまちづくりを推進していく必要がある。議会の公正性及び透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指して、活動を行うべき姿をここに定めるものである。

【解説】

地方分権とは、国の権限や財源を地方に移し、住民に身近なことはできるだけ市町村や県が行うことができるよう国と地方公共団体との役割を分担することです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与し、豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

【解説】

この条例がなぜ必要なのか、その目的が規定されています。

二元代表制であることを明記し、執行機関との立場の違いを明確にし、きちんとした議会の役割を明記することにより、市民の負託にこたえ、豊かなまちづくりを推進することが目的です。

このことで、議会の存在意義も明確になっています。

※二元代表制とは、首長（市長）と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度のことです。

※合議制とは、複数の人による協議のことで、話し合いによって物事を決定することです。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提案及び政策提言の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視及び評価し、是正に努めること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点及び方法等で行うこと。

【解説】

議会がどのように活動すべきか、その基本原則を規定しています。

まず、常に市民に開かれた議会を目指し、「市民参加の機会の拡充」を努力義務としています。また、民意を政策として反映させ、市政運営が市民本位かチェックすることも努力義務としています。

さらに、市民に分かりやすく、関心をもたれる議会運営をするためにも、市民の傍聴意欲を高める措置を講じることも規定しています。

これらの活動原則に沿った、具体的な行動は、3章以下に記されています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をする事。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 議員の権限及び地位が、市長その他の執行機関に対し、公正な職務の執行を妨げることがないように配慮して活動すること。

【解説】

ここでは、議会を構成する各々の議員の活動の基本原則を規定しています。

① 議会制度において、最も重要な要素であり、多様な住民意思を反映し政策の水準を高めるため、「議員相互間の自由討議」を推進することを規定しています。

② 議員が、市政における課題全般について多様な住民の意見を把握するとともに、常に議員としての資質向上等に努め、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をする事を規定しています。

③ 議員は、地域などの個別事案だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定しています。

④ 議員の行動が執行機関への圧力や口利きとなることが無いように規定しています。このことは、9章で詳しく規定し、別途「えびの市議会議員政治倫理条例」として制定することとしています。

※市長その他の執行機関とは、行政の執行権限を持ち、その管轄の事務について自らの判断と責任において執行する機関のことで、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会などのことです。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派（所属議員が1人の場合を含む。）を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、政策立案、政策提案及び政策提言に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

会派とは、市政に対して同じような考え方や意見を持った議員のグループのことで、「同一理念を持った議員集団」として規定しています。

また、議会が政策の立案や提言を行う際は、会派長による会議を行い、議会としての合意形成を図ることを努力義務として規定しています。

このことは、議会としての共通認識を図ることが目的で、各議員や会派の反対意見などを取りまとめることが目的ではありません。

第3章 市民と議会の関係

(市民と議会との関係)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議及び常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、学識経験者等による専門的調査の活用並びに公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民の多様な意見を把握し、それを反映できる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

【解説】

ここでは、議会と市民の直接的な関係について規定しています。

- ① 議会の果たすべき重要な責任として情報の公開の徹底と、市民に対する説明責任の履行を規定しています。
- ② 本会議や常任委員会は基より全ての会議を原則公開とし、透明性を確保しています。
- ③ 法律に基づく参考人制度や公聴会制度を活用し、市民の意見・識見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定しています。
- ④ 市民との意見交換の場の設置を規定しています。これは、議員個人の議会報告会などとは異なり、議会として公の場を設定し市民との意見交換を行うもので、第7条に規定しています。

※公聴会制度とは、委員会が、予算その他重要な議案、陳情等について、利害関係者又は学識経験者等の意見を聴くために設けられた制度です

※参考人制度とは、委員会がその調査又は審査のため必要があると認めるときに出頭を求め、意見を聴くことができる制度です。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、市民に対して公表するとともに、市民からの意見及び要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

ここでは、第5条に挙げた「情報発信と情報共有」の目的を達成するための広報について規定しています。

議会からの一方的な発信ではなく、議会に寄せられた市民の意見や対応についても周知し、広報誌だけでなく、ホームページだけでなく今後、動画の配信などについてもその活用を努力義務と規定しています。

(議会報告会)

第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

【解説】

ここでは、第5条に挙げた「市民と意見交換の場」を確保するために、議会報告会を行うことを規定しています。開催の方法や回数などは、別に詳しく定めることになっています。

(議決責任等)

第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

【解説】

ここでは、第5条に挙げた「説明責任を果たす」ためのひとつとして、特に議決事項に関しては、議会はその責任を自覚し市民に説明することを規定しています。

第4章 議会と行政の関係

(市長等との関係の基本原則)

第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点及び争点を明確にするため反問することができる。

【解説】

ここでは、議会と市長を含めた執行機関との直接的な関係について規定しています。

① 本会議における市政上の論点及び争点を明確にしていくために、議案に対する質疑も一般質問も一問一答方式で行うことを規定しています。

② 市長ほか市の職員は、議長又は委員長の許可により議員の質問に対して、論点及び争点を明確にするため逆質問することができることを規定しています。

(議会審議における論点及び争点)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点及び争点を明らかにし、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

【解説】

市長は、政策水準が高まるような議論が行われるよう政策等の決定（提案に至る）過程を明らかにし、7項目にわたる情報の提出をすることを規定しています。また、議会は、市長から提出された情報をもとに論点及び争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定しています。

政策を必要とする背景や将来にわたるコスト計算までを求めることで、提出される政策の信頼性が高まると考えられます。

なお、「重要な政策」とは、次の政策をいいます。

- (1) まちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業
- (2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業

(予算及び決算における政策説明)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

【解説】

市長は、予算案や決算を議会へ提案するにあたっては、前条同様に、市民の代表である議員が審議を深められるよう分かりやすい説明資料を作成するように規定しています。

(議決事件)

第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会及び市長その他の執行機関が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画及び指針その他これらに類するものに関すること（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるもの
 - ア 都市計画及び上下水道に関する計画
 - イ 社会福祉及び医療に関する計画
 - ウ 農林水産業及び商工業その他の産業の振興に関する計画
 - エ 市民生活の安全、交通及び環境に関する計画
 - オ 教育に関する計画
 - カ 次世代育成及び男女共同参画に関する計画

(3) 市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの

【解説】

法律では、議決事項の制限と議会独自の範囲拡大の保障が明記されており、市政全体において重要な計画等に関して、決定に参画の機会の確保と執行上の議決の必要性を比較、検討し、8項目を新たに議決項目として追加することを規定しています。

(監視及び評価)

第13条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議及び議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

【解説】

ここでは、議会のチェック機能について、本会議においてその評価を行い、市民に対して評価を明らかにすることを規定しています。

議決した責任を考えると、そのとおりに執行しているかチェックし評価することが大切になります。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第14条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。

【解説】

ここでは、議会の政策立案機能について規定し、二元代表制のもと、執行部とは独立した見地から政策を立案していくことを定めています。

第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第15条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

【解説】

議会は言論の場であるとの原則から、議会の会議へは市長等の出席は最小限にとどめ、議員の自由討議を中心とした議会運営を行うことを規定しています。

また、議会の会議において審議結果を出す場合は、議員の自由討議により、多様な意見を出し合った上で、議会としての合意形成に努力することを定めています。

第2項の「市民提案」とは、地方自治法でいう条例の制定・改廃請求などや市民等から提出された請願・陳情です。

(政策討論会)

第16条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、議員間の政策討論会を開催することができる。

【解説】

この会の詳細については要綱で定めませんが、全議員が一堂に会し、二元代表制の一翼を担う市議会としての責任と意欲を高め、各議員が建前でなく本音の思いを、徹底的に意見交換を行うことを目的とします。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

- 第17条** 委員会は、議会における政策立案、政策提案及び政策提言を積極的に行うものとする。
- 2 前項の目的達成のために、委員会は自ら問題点を明確にし、積極的に調査を行うものとする。

【解説】

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会は、その特長を生かして独自の視点で問題点を明確にし、専門的で小回りの利いた調査を行い、政策提案等としてまとめることを規定しています。

第7章 政務調査費

(政務調査費の執行及び公開)

- 第18条** 会派の代表者は、えびの市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年えびの市条例第1号）の規定により調査研究に資するために政務調査費の交付を受けたときは、会計帳簿及び領収書等を整理し、その使途の透明性を確保するものとする。
- 2 会派の代表者は、政務調査費の収支報告書について、説明責任を自ら果たすよう努めるものとする。
- 3 会派の代表者は、市民から書面により、前項に規定する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、えびの市情報公開条例（平成12年えびの市条例第34号）第7条第2号に規定する個人情報を除く。

【解説】

まず、政務調査費は、議員の政策の調査及び研究を目的に条例に基づき、議員個人に交付することを規定しています。

また、政務調査費の使途に関する公正性、透明性を確保するため、議長に対し全ての証票類を添付した収支報告を義務付けし報告することを規定。

そして、個人情報以外は全て情報公開の対象になることを改めて規定し、市民請求に対する速やかな対応も規定しています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会図書室)

- 第19条** 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【解説】

法律に準じた整備を求めるように規定しています。

(議員研修の充実強化)

第20条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議員の政策立案能力等の向上を目的とした議員研修会を開催することを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

【解説】

事務局職員の任命権者である議長は、職員の調査・法務能力を高め、より良い事務局体制を整えるよう努めることを規定しています。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、えびの市議会議員政治倫理条例（平成22年えびの市条例第15号）を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

【解説】

議員は、政治倫理条例でいう、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています。

(議員定数)

第23条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状、課題、将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度等を十分に活用するものとする。

2 議員定数の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して積極的に議員自らが提案するものとする。

【解説】

議員の定数は、行財政改革の側面だけではなく、市が抱える課題や市の将来予測を踏まえて決められるべきであるとしています。

また、定数の改正は、市長の提案権を認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案するものと規定しています。なお、市民からの直接請求については、この限りではありません。

(議員報酬)

第24条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状、課題、将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度等を十分に活用するものとする。

2 議員報酬の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して積極的に議員自らが提案するものとする。

【解説】

報酬の改正についても、定数の改正と同様とします。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例及び規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

本条例は、えびの市議会における最高規範であると規定しています。議員へ本条例の理念を再認識させるための研修を義務付けています。

(見直し手続)

第26条 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを全員協議会において検討するものとする。

2 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを全員協議会において検討することができるものとする。

3 議会は、前2項の検討の結果、この条例の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

4 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【解説】

4年ごとの一般選挙によって議員が入れ替わる任期開始時点において、この条例の目的が達成されているかを全員協議会で検討することを規定しています。また、必要に応じて検討することができるものとしています。

そして、検討の結果、制度の改善の必要が出てきたときは、条例改正等の措置を講じることを規定しています。

さらに、市民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景を本会議において説明することを規定しています。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。